

## 14-6 注記事項（2025年度）

### 1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

#### 引当金の計上基準

##### 徴収不能引当金

長期貸付金及び未収入金の徴収不能に備えるため、徴収不能実績率等により、徴収不能見込額を計上している。

##### 賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

##### 退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、教職員に係る退職給与引当金については、期末要支給額13,463,953,842円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更等

#### （1）改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

#### （2）賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 71,125,839,746 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 269,888,000 円

5. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

第1号基本金 54,835,120 円

6. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成 21 年 4 月 1 日以降に開始したリース取引

| リース物件の種類  | リース料総額      | 未経過リース料期末残高 |
|-----------|-------------|-------------|
| 教育研究用機器備品 | 1,927,200 円 | 0 円         |

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成 21 年 4 月 1 日以降に開始したリース取引

| リース物件の種類  | リース料総額    | 未経過リース料期末残高 |
|-----------|-----------|-------------|
| 教育研究用機器備品 | 554,400 円 | 286,440 円   |

※学校法人会計基準に基づく注記事項のうち、大学決算に関連する事項を抜粋の上記載している